

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益財団法人宮崎県立芸術劇場

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	県立芸術劇場のパイプオルガンオーバーホール業務委託	県立芸術劇場に設置されているパイプオルガンのオーバーホール(大規模保守)に係る業務委託	16,550,000	第167条の2第1項第2号	ホールは、ホール内の付帯設備であるパイプオルガンの大規模保守に関しては、オルガンの構造や整音等に関する専門的な知見が必要であり、かつ、ホールの利用停止期間の調整や劇場オルガンアドバイザー等との綿密な調整が必要となることから、指定管理者において保守と一体的に行うことが最も合理的であり、このため、業務を指定管理者に委託するものである。	総合政策部 みやざき文化振興課
2	県立芸術劇場の案内サイン等改修業務委託	県立芸術劇場の各種案内サイン等の改修に係る業務委託	2,420,000	第167条の2第1項第2号	本改修は、劇場利用者の意見等を勘案しつつ、デザインや位置等の調整・決定を行う必要がある。また、指定管理者の負担により「劇場内」のサイン等、県の負担により「劇場外」のサイン等を改修するものであり、発注については指定管理者において同時に実施することとしている。 以上のことから、当該業務を適正に遂行できるのは指定管理者以外にない。	総合政策部 みやざき文化振興課
3	県立芸術劇場の井水用濾過装置修繕業務委託	県立芸術劇場の井水用濾過装置の修繕に係る業務委託	1,298,000	第167条の2第1項第5号	本件は、劇場内トイレの洗浄水及び噴水用水として使用している濾過装置の修繕に係るものである。 利用客やスタッフから洗浄水の濁りについて報告を受けており(水の色に異変があるとの報告)、このまま放置すると濁りが進行し、利用客等に著しく不快な思いをさせることとなるため、緊急的な修繕が必要である。 日常的な保守点検により本装置及び関係する器材等に熟知しており、貸館事業や公演事業との利用調整を行いつつ、迅速かつ適切な対応ができるのは指定管理者以外にない。	総合政策部 みやざき文化振興課